

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

近年、本市の人口動態は平成 27 年以降の社会増減は増加しているものの、総人口は平成 22 年をピークに減少傾向に転じており、令和 6 年 1 月 1 日現在では、258,500 人となっている。今後の人口推移は、総人口が減少する中、少子化の進行による生産年齢人口の減少が見込まれる。

本市の産業構造は、産業構造を視覚化した「産業・雇用創造チャート」から、輸送用機械、非鉄金属、化学工業の稼ぐ力（修正特化係数の対数変換値）が高いことがわかり、製造業が本市の基盤産業になっているといえる。

また、本市の中小企業の景況感については、新型コロナウイルス感染症の影響で低下したものの、近年は回復傾向にあり、平塚商工会議所が実施した市内の企業を対象とした景気動向調査報告書によると、2023 年の採算 DI は全国や神奈川県を上回っている。

一方で、神奈川県が取りまとめた「令和 5 年度中小企業・小規模企業経営課題等把握事業結果」によると、重視している経営課題を「人材の確保・採用・育成」とする企業が 48.5% と最も高くなっており、雇用創出の中核的な担い手である中小企業では人手不足が大きな課題となっていることがわかる。多くの企業において人手不足の課題感が深刻化している中で、本市の雇用情勢は、求職者数が求人数を上回っている状況にあり、その背景には、人手不足の業種と求職者が求める仕事の不一致が一因としてあると考えられる。中小企業における人手不足対応の取組としては、従業員のモチベーション向上や人材流出防止のための賃上げの実施、省力化投資による生産性の向上などが重要である。特に、人手不足対応の取組として、多くの企業で「採用・正社員登用」が行われている一方、省力化投資を行っている企業は比較的少数で、中小企業における省力化投資への取組は拡大の余地が大きいといえる。

これらの現状を踏まえ、本市においては中小企業が事業拡大のために生産設備等を導入する際の助成制度や融資制度を設けているほか、大学や公立の試験研究機関等と共同研究を行う費用の補助制度を設けているが、今後、更なる産業の競争力の強化に向けては、中小企業における労働生産性の向上を図り、人手不足の解消や付加価値額及び所得の向上につなげる必要がある。

(2) 目標

老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させることによる、労働生産性の向上を促し、中小企業における人手不足の解消や付加価値額及び所得の向上につなげる。

指標名	1 年目	2 年目
先端設備等導入計画の認定数（累計）	10 件	20 件

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市は様々な産業が市内に広く分布しているまちであることから、本計画における対象地域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市は基幹産業である工業をはじめ、農業・漁業・商業・観光など、多様な産業が展開されているまちであることから、広く事業者の生産性向上を支援するため、本計画における対象業種は全業種とする。また、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和7年4月1日~令和9年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

・市税を滞納している者は先端設備等導入計画の認定の対象としない。